

給与支払報告書
特 別 徴 収 にか かる 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書

				特別徴収義務者 指 定 番 号							
日 高 村 長 様 令和 年 月 日 提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒						担 当 者	電 話 番 号	
		(ふりがな) 名 称								所 属	
		法 人 番 号									氏 名

給 与 所 得 者		①特別徴収税額 (年税額)	③未徴収税額 (①－②)	⑤異動事由	⑥異動後未徴収の 住民税の徴収方法	退職までの 給与支払額
(ふりがな) 氏 名		円	円	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 ()	1. 一括徴収 2. 特別徴収継続 3. 普通徴収 (理由)	円
生年月日	年 月 日	②特別徴収済額	④異動年月日			控除社会 保険料額
1月1日時点 の住所		月から	令和 年 月 日			円
現 住 所		月まで	備 考			
		円				

◎一括徴収で異動後の未徴収の住民税を納入する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	給与又は退職手当等の 支払予定日	納入月	【ご注意】
1. 異動が12月31日以前で一括 徴収の申し出があったため		一括徴収した税額は □ 年 □ 月 給与分で納入します	●1月1日以降における退職の場合、未徴収の住民税は一括徴収することが 地方税法 第3 2 1 条の5 第2項により義務付けられています。 ●一括徴収できない場合は必ず事前に日高村役場 住民課 までお問い合わせください。 ●なお、12月31日以前の未徴収住民税につきましてもなるべく一括徴収の方法で納入 いただきますようお願い申し上げます。
	2. 異動が1月1日以降で特別徴収 の継続の希望がないため		

◎新しい勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、転職先の担当者に御連絡の上、下記に必要事項を記入してください。

未徴収税額（③と同額）を □ 月分から特別徴収 するように連絡済みです	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	(ふりがな) 所在地		電 話 番 号	
		(ふりがな) 名称		特別徴収義務者 指定番号	

日高村役場 住民課 個人住民税担当 ☎ 0 8 8 9 － 2 4 － 5 0 0 1